

上尾市訓令第 15 号

本 庁

出先機関

上尾市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市事務専決規程（昭和 48 年上尾市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 環境経済部の表生活環境課の項中第 18 号から第 23 号までを削り、第 24 号を第 18 号とし、第 25 号から第 27 号までを 6 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。